

## 農地法の適用を受けない事実確認願について

登記簿の地目が農地（田、畑）であっても、次のような状態の場合は、農地転用の許可を受けずに「農地法の適用を受けない事実確認証明書」の交付を受けて、地目変更登記が行える場合があります。

1. 旧農地調整法の第2次改正（昭和21年11月22日施行）以前から現況が農地でなく引き続き農地でなくなっている土地。
2. 災害等不可抗力によって農地でなくなっており、復旧が困難であり客観的に耕作の用に供することができない土地。
3. 公共事業による廃土埋立ての恒久転用の承認を受け農地でなくなっている土地。
4. 森林化や原野化による農地の荒廃が著しく、開墾に匹敵するような条件整備を行わなければ農地として利用できない土地。
5. 周囲の土地からの直接的な影響（雑木の根、種子、土砂、水等の侵入などの自然的障害、日照等の気象的な障害等の悪影響）によって、農地としての維持や継続的利用が困難な土地。

（注）

- ・上記4. 及び5. に該当する場合であっても、集団的なまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地及び基盤整備事業の実施等が計画されている土地については、農地として判断するため証明の交付はできません。
- ・現地が比較的容易に耕作を再開できる土地である場合、または農地転用の手続きを取らずに違法な転用が行われている場合など、証明を交付できない場合があります。